

○豊島区障害者（児）日中一時支援事業運営要綱

平成18年9月26日

保健福祉部長決定

改正 平成21年3月31日

改正 平成25年3月31日

改正 平成27年4月1日

改正 平成28年6月24日

改正 平成29年3月13日

改正 平成29年5月1日

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業のうち、日中一時支援事業の実施に必要な事項を定め障害者（児）を通常介護している者が一時的に介護を出来ない時に、障害者（児）に対して短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助、日中活動の支援を行うことにより、地域における生活を継続できるようにすることを目的とする。

（実施方法）

第2条 事業の実施主体は豊島区（以下「区」という。）とし、その責任の下に障害者（児）に対して、日常生活の援助、日中活動の支援（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

2 区は、この事業を適切に運営できると認められる指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、区内に住所を有する身体障害者（児）、知的障害者（児）、障害者総合支援法の対象疾病となる難病患者等とする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（サービスの内容）

第4条 地域における生活が継続できるよう、障害者（児）に対して、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動の支援を行う。

2 障害者（児）は、日中一時支援事業を利用している時間は、重ねて他の福祉サービスを利用することができない。

(サービス支給の決定)

第5条 サービス提供を受けるには、日中一時支援支給申請書（以下「申請書」という。別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。申請者は18歳以上の障害者は本人、18歳未満の児童については保護者とする。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その必要性を調査した上で速やかに支給の可否を決定し、地域生活支援事業支給決定通知書（別記第2号様式）又は地域生活支援事業却下決定通知書（別記第3号様式）によりその結果を通知する。支給を決定された者には地域生活支援受給者証（別記第4号様式）を交付する。

3 区長は、申請者（サービスを利用する者が児童にあっては対象児童）の心身の状況、世帯の所得区分を調査した上で、サービスの支給期間及び1か月のサービス支給時間を決定する。ただし、サービス支給時間は1か月40時間を上限とする。

(支給決定期間)

第6条 支給決定を受けた障害者（児）（以下、「支給決定者」という。）のサービスにかかる支給決定期間は、新規申請者にあつては、支給決定を行った日から起算して最初に到達する当該支給決定者の誕生日の属する月の末日まで（支給決定を行った日が当該支給決定者の誕生日の属する月にある場合は当該月の末日まで）とし、更新を行う支給決定者にあつては、更新前の支給決定期間に引き続く1年間とする。

2 支給決定者が、支給決定期間終了後も引き続きサービスの利用をしようとするときは、支給決定期間終了前に前条第1項に規定する申請を行わなければならない。

(届出)

第7条 支給決定者は、申請書の記載事項等に変更があつたときは、日中一時支援申請内容変更届（別記第5号様式）により区長に届け出るものとする。また、サービス支給を辞退するときは、辞退届（別記第6号様式）により区長に届け出るものとする。

(サービス支給の取消し)

第8条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス支給の取消しをすることができる。

- (1) 第3条の資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) サービス支給を辞退したとき。
- (3) 虚偽の申請によりサービスを支給されたとき。
- (4) サービス提供者が正常なサービスを行うのに支障があると認めたとき。
- (5) 入院治療を要するとき又は伝染性の疾患を有しているとき。

(6) その他、区長がサービス支給の必要がないと認めたとき。

2 区長は、公簿等により転出や死亡等が確認できた場合は、職権により支給を取り消すことができるものとする。

(変更又は取消しの通知)

第9条 区長は、第8条の規定による届出があった場合又は前条の規定に基づき取消しの決定をしたときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書（別記第7号様式）又は地域生活支援事業支給決定取消通知書（別記第8号様式）により、支給決定者に通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りではない。

(サービス事業者)

第10条 サービスを提供する事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 障害者総合支援法第36条の規定に基づき都道府県知事が指定した指定障害者福祉サービス事業者

(2) 豊島区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年豊島区規則第52号）第3条に規定する基準該当障害福祉サービス事業者

(区と事業者の協定)

第11条 区長は、サービスを実施するため、前条に規定する事業者とサービスの提供に関する契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第12条 区長は、事業者が指定障害福祉サービス事業者の指定又は基準該当障害福祉サービス事業者の登録を取り消された場合は、その取り消された日をもって、前条に基づく契約を解除する。

(利用者と事業者の契約)

第13条 サービスの提供を受けようとする支給決定者（以下、「利用者」という。）は、区長と前条の協定を締結した事業者に受給者証を提示して、受給者証に記載されている支給量の範囲内で、サービスの利用に関する契約を締結しなければならない。

2 前項の契約を締結した事業者は、遅滞なく、日中一時支援契約内容報告書（別記第9号様式）により区長に報告するものとする。

(サービスに要する費用の額)

第14条 サービスに要する費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する

費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定める、短期入所を準用し（ただし、福祉型に関しては、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領に定めた短期入所の都加算を加算する。）、次の各号に掲げる利用時間の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて算定した額（1円未満切捨て）とする。

- (1) 4時間以内の場合 4分の1
- (2) 4時間を超え8時間以内の場合 2分の1
- (3) 8時間を超え12時間以内の場合 4分の3

（利用者負担）

第15条 利用者は、別表の世帯の所得区分の基準による、利用者負担額を直接事業者に支払うものとする。ただし、別表に定める負担上限月額までを限度とする。

（利用者負担上限額管理）

第16条 利用者が複数の事業所と契約を結びサービスを利用する場合において、事業者は利用者から利用者負担上限月額を管理または変更する依頼を受けたときは、日中一時支援利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書（別記第10号様式）により区へ報告するものとする。

- 2 前号の管理の依頼を受けた事業者は、サービスを提供した翌月3日までに各事業者から回収した日中一時支援利用者負担額一覧表（別記第11号様式）により調整を行い、同月10日までに日中一時支援利用者負担上限額管理結果票（別記第12号様式）により各事業者および区へ報告するものとする。

（サービスに要する費用の請求および支払方法）

第17条 区長が事業者に対して支払うサービスに要する費用の額は、第14条の規定により算出した費用の額から第15条の規定による利用者負担額を控除した額とする。

- 2 事業者は、サービスを提供した各月ごとに、翌月10日までに日中一時支援提供実績記録票（別記第13号様式）、日中一時支援請求書（別記第14号様式）、日中一時支援明細書（別記第15号様式）を区へ提出するものとする。
- 3 区長は請求書受理後、審査のうえ適正と認められるときは、すみやかに事業者へ支払うものとする。

（不正利得の返還）

第18条 偽りその他不正な行為によってサービスの提供およびその費用の支払いを受けた者があるときは、区長はその者から、当該支払額の全部または一部を返還させるものとする。

(遵守事項)

第19条 事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- (2) 事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (3) 事業者は、従事者の心身の健康に留意し、疾病の早期発見及び健康状態を把握するため、毎年1回以上の健康診断を実施しなければならない。
- (4) 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合には、区長および利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 事業者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 事業者および従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人情報等秘密を漏らしてはならない。

(他事業との一体的効率的運用)

第20条 区は、本事業の実施にあたり、障害者総合支援法及び介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づく他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行い実施するものとする。

(関係機関との連携)

第21条 区は、本事業の実施にあたり、児童相談所等の関係機関や事業者等との連絡調整を十分にいき、事業を円滑に実施するものとする。

(その他)

第22条 区は、本事業を行うため、ケース記録その他必要な帳簿等を整備するものとする。

- 2 区は、業務の適正を図るため、事業者等に事業の報告並びに帳簿書類の提出又は提示を命じ、必要な指導をすることができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、保健福祉部長決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、保健福祉部長の決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第15条関係）

区分	世帯の所得区分	利用者負担額	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円	0円
低所得	住民税非課税世帯の方	サービス提供に要	12,300円
一般	住民税課税世帯の方	した費用の1割。 ただし障害児につ いては、当分の 間、24時間まで無 料。 24時間を超え40時 間までは費用の1 割。	18,600円

※世帯の考え方は、障害者総合支援法による。

別記第1号様式（第5条関係）

別記第2号様式（第5条関係）

別記第3号様式（第5条関係）

別記第4号様式（第5条関係）

別記第5号様式（第7条関係）

別記第6号様式（第7条関係）

別記第7号様式（第9条関係）

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

別記第 9 号様式 (第13条関係)

別記第10号様式 (第16条関係)

別記第11号様式 (第16条関係)

別記第12号様式 (第16条関係)

別記第13号様式 (第17条関係)

別記第14号様式 (第17条関係)

別記第15条様式 (第17条関係)

以上 省略

- 別記第1号様式 (第5条関係)
- 別記第2号様式 (第5条関係)
- 別記第3号様式 (第5条関係)
- 別記第4号様式 (第5条関係)
- 別記第5号様式 (第7条関係)
- 別記第6号様式 (第7条関係)
- 別記第7号様式 (第9条関係)
- 別記第8号様式 (第9条関係)
- 別記第9号様式 (第13条関係)
- 別記第10号様式 (第16条関係)
- 別記第11号様式 (第16条関係)
- 別記第12号様式 (第16条関係)
- 別記第13号様式 (第17条関係)
- 別記第14号様式 (第17条関係)
- 別記第15号様式 (第17条関係)